

2026 年度 神戸歴史遺産 認定募集要項

地域みなさまがこれまで大切に守ってこられ、またこれからも大切にしたいと思う歴史的な遺産を募集します。

地域で伝えられてきた伝統行事、地域の拠り所となってきた建造物などを神戸歴史遺産として、神戸市内に限らず多くの方々に知ってもらい、次世代へと伝え続けましょう。



◆ 申請受付期間

2026年(令和8年) 9月1日(火) ~

2026年(令和8年) 10月30日(金)

◆ 申請書類提出/お問い合わせ先

〒650-8570

神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所1号館 19 階)

神戸市文化スポーツ局文化財課

電話:078-322-5798 Fax:078-322-6148

メール:bunkazai@city.kobe.lg.jp

◆ 申請について

[神戸歴史遺産 認定]で検索



目次

1	制度の概要	1
2	認定の要件	2
3	認定申請方法	3
	（1）2026 年度（令和 8 年度）認定の流れ	
	（2）認定申請の流れ	
	（3）認定申請書類の提出方法	
	（4）認定申請書類の提出期間	
	（5）認定申請後の取り扱い	
	（6）留意事項	
4	認定申請書類の作成方法（記入例）	5
	（1）認定申請書	
	（2）概要書	
	（3）写真使用承諾書	
	（4）団体概要書	
5	認定申請内容の変更について	10
6	【参考】2026 年度（令和 8 年度）における助成制度について	10
	（1）助成金の範囲	
	（2）ふるさと納税を利用した寄附金募集と助成金交付までの流れ	
	（3）対象事業	
	（4）対象者	
	（5）対象経費	
7	関係要綱及び様式集	13

1 制度の概要

神戸市では、文化財保護法、兵庫県文化財保護条例、神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例による指定等により、多くの文化財の保護に努めています。また、国、県、市による修理等に関わる補助制度により、後世へ伝える取り組みを行っています。

また、このような指定等文化財とともに、地域のみなさまにとって身近な歴史的な遺産について、「神戸歴史遺産」として認定する制度を設けています。地域で大切にしてきた伝統行事、地域の拠り所となってきた建造物などを認定することで、所有者及び市民のみなさまの継承意欲の醸成を図り、その保存と活用につなげることを目的としています。

神戸歴史遺産に認定されると、認定証の交付や神戸市ホームページでの公開などにより、広くみなさまに知っていただくことができます。また、継承のための事業に、ふるさと納税を通じて広く寄附を募集し、寄附金を助成金として役立てる制度も活用いただけます。



2 認定の要件

神戸歴史遺産に認定されるためには、次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 概ね文化財保護法、兵庫県文化財保護条例、神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例に定める文化財の種類に属するもの。(※)
- (2) 神戸市域の歴史的特性を現すもの。
- (3) 概ね 50 年以上の歴史のあるもので、神戸市内で市民等により継承された実績のあるもの。
- (4) 主たる所在地が神戸市内であるもの。または神戸市内を活動の拠点とするもの。
- (5) 所有者、管理者、法に定める無形文化財の保持者若しくは保持団体、又は無形民俗文化財の保護団体（保存会等）（以下「所有者等」という。）が明確で認定への合意が得られたもの。

管理者とは、所有者との合意のうえ、日常管理等を所有者に代わって責任をもって行うものをいう

※文化財の種類

有形文化財	建造物	洋風建築	和風建築	民家	茅葺建物	堂宇	石造品等		
	美術工芸品	絵画	彫刻	工芸品	書跡	典籍	古文書	考古資料	歴史資料等
無形文化財	伝統的な技	演劇	音楽	工芸技術					
民俗文化財	有形民俗文化財	年中行事やものづくりなどに関係する衣服・器具・建物等							
	無形民俗文化財	衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する 風俗慣習 民俗芸能 民俗技術							
記念物	史跡	貝塚	古墳	都城跡	城跡	旧宅跡			
	名勝地	庭園	橋梁	峡谷	海浜	山岳等			
	天然記念物	動物	植物	地質鉱物					
文化的景観	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地 棚田 里山 用水路等								
伝統的建造物群	歴史的建築物の残る街並みや地域 宿場町 城下町 農漁村等								
文化財の保存技術	文化財の保存に必要な材料や用具の生産製作 修理・修復の技術等								
文化環境	文化財、文化に関する施設等を取り巻く文化環境								

3 認定申請方法

(1) 2026年度（令和8年度）認定の流れ

※網掛け部は神戸市が実施

日程		神戸歴史遺産の認定	【参考】 支援事業への助成 【*注意】 ※神戸歴史遺産に認定後に申請可
2026年度	9~10月	事前相談 認定申請書提出	申請準備 事業内容検討 見積書等
	11~12月	神戸市による審査	
	1月	神戸市による認定及び申請者への通知	
	2~3月		
2027年度	4~5月		寄附募集登録申請
	7月頃~ 12月頃		ふるさと納税寄附受付

【*注意】 助成については現在の制度によるスケジュールを参考に提示しています。

助成制度のスケジュール・方法等が変更される可能性があります。

(2) 認定申請の流れ

①事前相談 ※申請前に必ずご相談ください。

認定申請を予定している物件について、内容の聞き取り、認定申請書類の書き方などのご説明をします。

②申請書提出

認定申請に提出いただく書類は以下の通りです。記入方法については、p 5～9をご参照ください。

- ① 認定申請書（様式第1号）
- ② 概要書（別記様式あり）
- ③ 位置及び範囲を示す図面
- ④ 写真（1点ごとにJPEG形式）
- ⑤ 写真使用承諾書（別記様式あり）
- ⑥ 団体概要書（別記様式あり／申請者が団体のときのみ提出）
- ⑦ 団体規約もしくはそれに類するもの（申請者が団体のときのみ提出）
- ⑧ 申請者が所有者でない場合、所有者が申請について承諾する旨の書類
- ⑨ その他参考資料

(3) 認定申請書類の提出方法

- ・ 認定申請書類一式を1部提出ください。（提出後の申請書類は返却いたしません。）
- ・ 郵送またはメール（PDF形式・写真はJPEG形式）による提出も可能です。
- ・ 提出及び問い合わせ先

神戸市文化スポーツ局文化財課 文化財保護活用係

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5-1（市役所1号館19階）

メール bunkazai@city.kobe.lg.jp

電話：078-322-5798 Fax：078-322-6148

(4) 認定申請書類の提出期間

2026年9月1日（火）～2026年10月30日（金）必着

(5) 認定申請後の取り扱い

- ・ 受理した認定申請書類を下記の基準に照らし合わせ、併せて神戸市文化財保護審議会委員の意見を聴取の上、認定の可否を決定します。
 - ① 認定要件（P2参照）に合致していること
 - ② 神戸市の地域的特性として次世代に引き継ぐ必要があること
 - ③ 市民の遺産として伝えていく必要があること
- ・ 認定の可否について通知し、認定証を交付します。認定通知は、令和9年（2027）2月頃を予定しています。

(6) 留意事項

- ・ 認定申請書提出前に、必ず文化スポーツ局文化財課にご相談ください。

4 認定申請書類の作成方法（記入例）

（１）認定申請書

様式第 1 号(第 4 条関係)

年 月 日

神 戸 市 長 宛

① 住 所	※申請者は、所有者・管理者・保持者及び保持団体。
申請者名	申請者が個人の場合は個人名、団体の場合は団体名、代表者職名及び代表者名を記入ください。
電話番号	※申請者の連絡先を記入ください。電話番号、携帯電話番号、メール、FAX など日頃連絡の取りやすいものを記入ください。
E-mail	

神戸歴史遺産認定申請書

神戸歴史遺産の認定及び神戸歴史遺産支援事業助成金交付要綱第 4 条の規定により、下記のとおり神戸歴史遺産への認定を申請します。

記

1 名称	② ※例：〇〇地区の地蔵、〇〇家住宅主屋、〇〇地区の〇〇祭
2 所在地	③ ※歴史遺産の所在場所（地番又は住所）
3 所有者、管理者、保持者又は保持団体名及び代表者名	④ ※所有者・管理者等が別の場合は、それぞれご記入ください。
4 添付書類	⑤
(1) 概要書	(1) P 6・7 参照
(2) 位置及び範囲を示す図面	(2) 歴史遺産の所在場所がわかる地図を添付ください。広域と詳細を準備ください。
(3) 写真	(3) 現況写真を添付ください。また、歴史を物語る過去の写真がありましたら添付ください。(JPEG 形式)
(4) 写真使用承諾書	(4) P 8 参照
(5) 団体概要書	(5) P 9 参照
(6) その他参考資料	(6) 図面、文書、設計図、参考書類、参考にした史資料などを添付ください。

概 要 書

名称	(よみがな) ① ※(1) 認定申請書②と同じ
所在地	神戸市 区 ② ※(1) 認定申請書③と同じ
員数	③ ※数量のこと 例：建物 2 棟（主屋、土蔵）で員数 2
所有者等の氏名，連絡先	〒
	(よみがな) ④ ※所有者・保持者の情報を記載 ※電話番号、携帯電話番号、メール、FAX など日頃連絡の取りやすいものを記入ください。
	電話番号
	E-mail
その他に管理者等がいる場合の氏名，連絡先	〒
	(よみがな)
	電話番号 ⑤ ※管理者、管理委託先等がある場合は、連絡窓口も記入ください。
	E-mail
概要	⑥ ※認定の要件に該当する旨を中心に、歴史遺産の概要を記載してください。 ・神戸市域の歴史的特性を現すこと ・概ね 50 年以上の歴史があること ・神戸市内で市民等により継承された実績のあること ・神戸市に所在し、市内が活動拠点であること ・守り伝えていくことへの考え方、方向性について

歴史的 特性	⑦ ※歴史遺産の歴史的特性について記入ください。 ※特に、神戸市域の歴史的特性を現すこと、概ね50年以上の歴史があることがわかるように記入ください。 例1：このお堂は〇年頃には建てられていたと考えられる。現在無住であるが、地区の伝統行事を行う場として使っている。維持管理や修繕などをしながら、地区で代々守り伝えてきたものである。 例2：この地蔵の製作年代は不明。地元の聞き取り調査によって〇年頃には地蔵盆があったことがわかっており、〇〇地区の中心的行事として引き継がれてきた。
履歴	⑧ ※歴史遺産の履歴について記入ください。 例：建物所有者（居住者）の変更履歴 〇〇年建築、〇〇年建替え、〇〇年増築 美術工芸品売買による履歴 管理者の変更履歴
活用実績	⑨ ※歴史遺産の活用実績について記入ください。 例：地域のまつりで民俗芸能を披露している 毎年〇月に地区の伝統行事として行っている 有志で説明版を立てた ウォークラリーのチェックポイントになっている 毎月〇日に住民による掃除を行っている 〇年から広く一般に公開している 雑誌に掲載された
資料等	⑩ ※参考にした資料等についてページ数も含め記入ください。 例：『新修神戸市史』P〇～〇 『兵庫県史』『〇〇村史』『国史大辞典』

別記 様式第1号(第4条関係)

※申請書に添付した写真の使用承諾書です。
※必要に応じて複数提出ください。
※申請者、または写真撮影者等の著作権者の承諾を記入ください。
※肖像権についても確認しておいてください。

年 月 日

神戸市長宛

住所

氏名 ①

※(1)認定申請書①と同じ

電話番号

E-mail

写真使用承諾書

年 月 日申請の神戸歴史遺産認定申請書に添付の写真について、神戸市が神戸歴史遺産の広報活動のため、下記のとおり使用することを承諾します。

②

記

※掲載の可、不可をチェックしてください。

※写真ごとに可否の判断が異なる場合は、ページ数や写真番号などで判別できるように記入してください。

- 1 神戸市ホームページへの掲載
- 2 神戸市 SNS への掲載
- 3 神戸歴史遺産広報チラシ等への掲載
- 4 神戸市発行の冊子等への掲載

☒ 可 ☐ 不可

☒ 可 ☐ 不可

☒ 可 ☐ 不可

☒ 可 ☒ 不可

例：写真1は不可

- 5 神戸市報道発表資料への掲載

☒ 可 ☐ 不可

- 6 撮影者、所蔵機関等名称等の記載（例：〇〇 〇〇提供）☐ 要 ☒ 不要

③ ※必要な場合は、名称を記入ください。

団 体 概 要 書

団体名称	(よみがな)① ※(1)認定申請書①と同じ
団体設立年月日	② ※設立年月日を記入ください
事務局又は代表者の連絡先	〒 ③ TEL E-mail ※代表者、または事務局などの連絡先を記入ください。日頃連絡の取りやすいものを記載ください。
組織	代表者氏名：④ 会計者氏名： 監事氏名： その他構成員： 名 ※組織の情報を記入ください。
設立目的	⑤ ※団体の設置目的を記入ください。 例：〇〇の保存及び後継者育成
団体への加入条件	⑥ ※団体への加入条件を記入ください。 例：〇〇に賛同する者
過去の活動実績	⑦ ※過去の活動実績を記入ください。 ※補助金や支援金がある場合は、事業名、金額、担当部署を記入ください。
神戸歴史遺産の活用計画	⑧ ※今後の活用計画、方針などについて、記入ください。

注 1 団体規約を添付してください。⑨ ※団体規約は、団体の設立の目的や活動などを明記したもので、様式は任意です。

5 認定申請内容の変更について

神戸歴史遺産認定ののち、下記の内容変更があった場合は、認定内容変更届（様式第5号）及び認定証を添えて届出が必要です。

- (1) 所有者等の変更
- (2) 所有者等の氏名または住所の変更
- (3) 所在地の変更
- (4) その他、認定内容の変更

6 【参考】2026 年度（令和 8 年度）における助成制度について

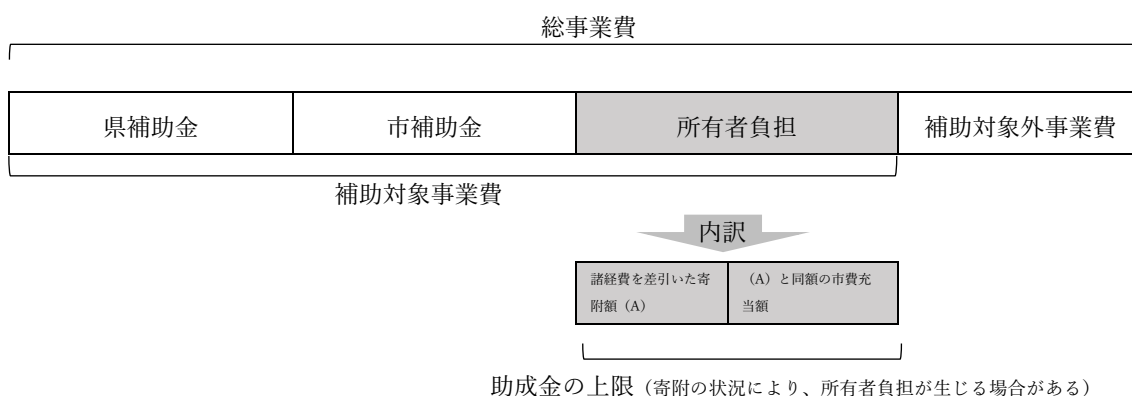
神戸歴史遺産に認定されると、保存修理や活用事業を対象に助成制度を利用していただくことができます。

参考までに 2026 年度（令和 8 年度）の助成制度をお示しします。

(1) 助成金の範囲：2026 年度（令和 8 年度）の場合

助成金の範囲は、国・県・市による指定等文化財、新しく認定された神戸歴史遺産ともに、補助の対象として認められた事業費のうち所有者負担部分です。ふるさと納税を利用した寄附金募集を行い、諸経費分を差し引いた額と同額を上限とする市費を充当して助成します。ただし、市費は予算の範囲内です。

* 国・県・市による指定等文化財（例：県指定文化財の場合）



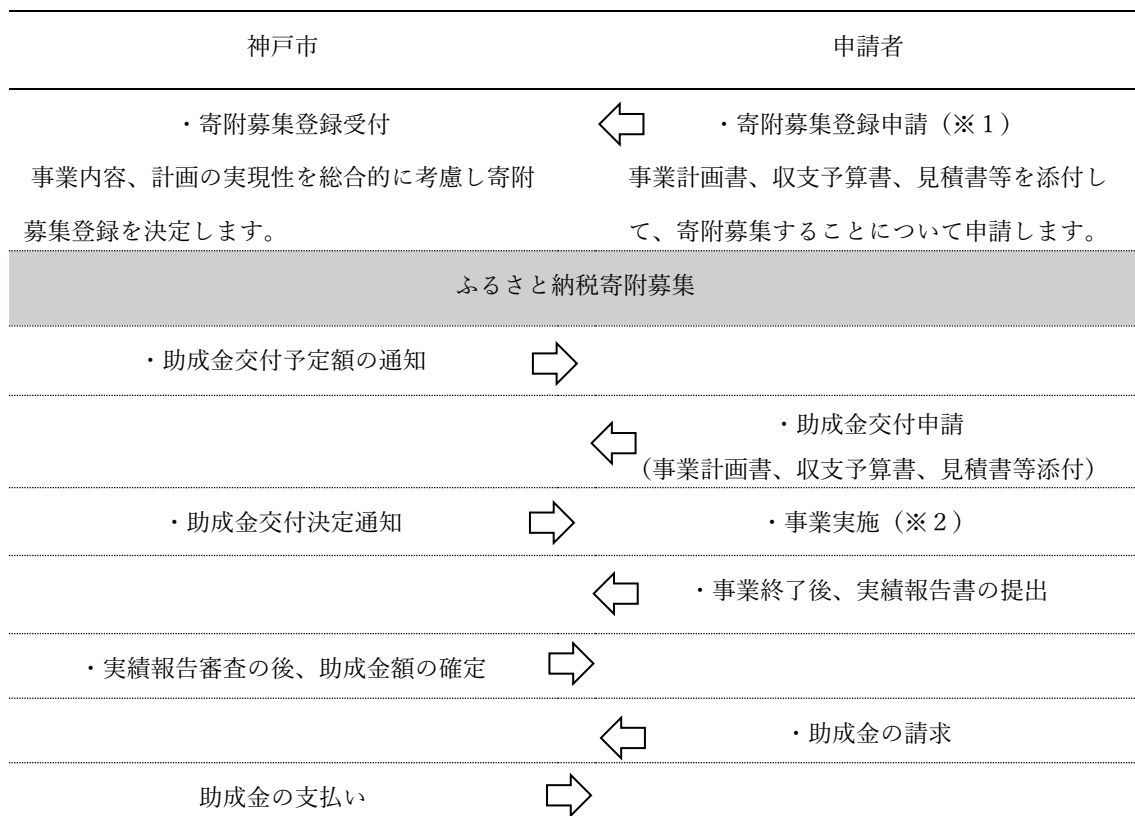
*新しく認定された神戸歴史遺産の場合

総事業費	
補助対象事業費（所有者負担）	補助対象外事業費
諸経費を差引いた寄附額（A）	（A）と同額の市費充当額

助成金の上限（寄附の状況により、所有者負担が生じる場合がある）

（２）ふるさと納税を利用した寄附金募集と助成金交付までの流れ

： 2026 年度（令和 8 年度）現在



※１申請にあたっては、必ず事業を実施してください。ふるさと納税が希望額に達しなかった場合においても、事業を行っていただく必要があります。

※２事業内容によってはふるさと納税寄附募集中に事業を行うこともできます。

(3) 対象事業：2026 年度（令和 8 年度）の場合

助成制度の対象とする事業は、以下のいずれにも該当する必要があります。

- ①継承のために必要な事業
- ②所有者等の同意が得られている事業
- ③所有者等に活用の展望がある事業
- ④成果を公開することができる事業

事業の例

- ・地域で管理するお地蔵さんの覆屋を補修する。
- ・地域の民俗芸能や伝統行事に用いる用具や衣装等を修理する。
- ・地域の祭礼行事保存会における新規入会者等への特別練習を行う。
- ・地域の民俗芸能や伝統行事を継承するために記録作成などを行う。
- ・歴史的な建物の活用のために調査及び記録作成を行う。
- ・管理運営している建物を今後も広く公開活用していくために、歴史的な特徴を伝えるための修理をする。
- ・堂内の仏像を保護するために、防犯・防災のための監視カメラを設置する。
- ・防火対策として自動火災報知機を設置する。
- ・地域の民俗芸能や伝統行事を周知し、後継者を育成するために、講座、講演会、体験イベント、広報活動を行う。

(4) 対象者：2026 年度（令和 8 年度）の場合

神戸歴史遺産の所有者等又は保存と活用を支援しようとする団体を対象者とします。

(5) 対象経費：2026 年度（令和 8 年度）の場合

助成対象となる経費は、以下の通りです。

- ①修理にかかる経費
- ②継承者育成にかかる経費
- ③記録作成にかかる経費
- ④災害等による被害の復旧にかかる経費
- ⑤公開・活用のための改修にかかる経費
- ⑥防犯・防災設備の設置・改修にかかる経費

⑦継承のための活用事業にかかる経費

ただし、以下の経費等は対象外です。

- ・神戸歴史遺産の保存・活用・継承に必要とみなされない経費
- ・経常的な維持管理経費
- ・主に営利を目的とした経費
- ・指定等文化財以外の宗教者のみによる儀式に関わる経費
- ・租税公課
- ・減価償却費
- ・食糧費
- ・交際費
- ・諸謝金（事業にかかる経費の場合を除く）
- ・退職給付費用
- ・役員報酬
- ・福利厚生費及び雑費
- ・本市または本市外郭団体から請け負った委託事業に伴う支払い経費
- ・補助金を財源とした事業の経費（指定等を受けた文化財の補助事業の経費は除く）
- ・その他市長が不適当と認めた経費

7 関係要綱及び様式集

- ・認定申請様式

<https://www.city.kobe.lg.jp/documents/47637/20260826101626.docx>



- ・「神戸歴史遺産の認定及び神戸歴史遺産支援事業助成金交付要綱」

https://www.city.kobe.lg.jp/documents/44940/20230324_yoko_koberekishiisan.pdf

